

監査報告書

平成 30 年 3 月 19 日

社会福祉法人 南流山福祉会
理事長 西臣 正男殿

社会福祉法人 南流山福祉会
監事 橋本 伸 ㊞

私は、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びに計算書類の付属明細書と財産目録（以下、あわせて計算関係書類等という）について監査を行いました。その結果について次の通り報告いたします。

1. 監査に係る特記事項

(1) 監査の実施時期について

平成 27 年度の計算関係書類等は、理事長の座を巡る争いなどの混乱で作成されずにいたところ、所轄庁である千葉県の主導により選任された仮理事が作成し、平成 29 年 11 月 15 日開催の理事会において監事に提出した。平成 27 年度の監事監査は平成 29 年 11 月 15 日以後に実施されたものである。

(2) 監査の対象外とした運営費について

監事に提供された平成 27 年度の計算関係書類等は、正当な予算の裏付けがない運営費支出を含むものであった。監査対象としての適格性に問題があるため、その対応措置として、資金収支計算書上の運営費が保育園の運営上概ね適切なものか否かの判断を理事会に求めた。その結果、なかよし保育園の運営費の一部が適否判定不能とされたため、これらは監査対象としての適格性を欠くものとして、監査手続の対象外とした。

(3) なかよし保育園の証憑類紛失について

なかよし保育園では、平成 27 年 4 月から同年 12 月までの間の取引に係る証憑類が紛失している。監査対象とした運営費支出の一部について、証憑類との突合手続が実施できないものがあつた。それらについては、代替手続きとして支払先に確認状を発送し、支払事実の確認を求めた。

2. 監査結果に係る特記事項

(1) 現金残高について

「1. 監査手続に係る特記事項」の「(1) 監査の実施時期について」に述べた経緯から、平成27年度末の現金残高については、各拠点の現金に係る管理手続の状況を確認することにより、現金残高の適正性を検証することとした。

その結果、新田三丁目なかよし保育園については現金に係る管理手続は良好と認められたものの、なかよし保育園、日ノ出町保育園及び本部では有効な管理手続が認められず、財産目録に記載された法人全体の現金残高合計1,393,289円の適正性は検証できなかった。

(2) なかよし保育園の「使途不明支出繰延勘定」について

「1. 監査手続に係る特記事項」の「(2) 監査の対象外とした運営費について」に述べた監査手続の対象外とした運営費は、なかよし保育園において保育材料費名目で支出された1,352,921円と雑費名目で支出された8,605,320円の合計9,958,241円である。

保育材料費の1,352,921円は、帳簿摘要欄に「JCB 明細なし」「セゾン 明細なし」と記載がある11件分で、これらはクレジットカードによる支払いと思われるが、その詳細は不明である。また、雑費の8,605,320円は現金ないし現金受払機で引出した現金で支払われたもので、その使途は不明である。

これらの支出は、「1. 監査手続に係る特記事項」の「(3) なかよし保育園の証憑類紛失について」で述べた証憑類の紛失した期間に集中して発生しており、取引明細や領収書など支出内容や支払先を確認する手掛かりを得ることはできない。

法人は、これらの支出について、貸借対照表に「使途不明支出繰延勘定」を設けて繰延処理し、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

使途不明支出の繰延処理は、なかよし保育園の支払資金残高および純資産残高を9,958,241円増加させる結果となっているが、監査手続の対象外としているため、その適否についての検証は行っていない。

尚、証憑類が紛失した原因は、なかよし保育園の関係者によれば盗難によるものとのことである。警察に盗難届を行うよう理事会に求めたが、監査報告書日現在、盗難届は提出されていない。

(3) なかよし保育園の確認状差異について

「1. 監査手続に係る特記事項」の「(3) なかよし保育園の証憑類紛失について」で述べた確認状は、給食材料及び保育材料の仕入先 5 件に対し、総額 14,557,235 円の支払確認を求めて発送したものである。その結果、12,432,113 円の支払いは確認できたものの 2,125,122 円については「取引なし」「入金なし」との回答があり、支払いの確認はできなかった。

確認できなかった支払いについて銀行記録と照合したところ、750,246 円は振込により支払われ、残る 1,374,876 円は現金で支払われたものであることが判明したが、支払先を特定することはできなかった。

これらの支払いに係る証憑類は前述の通り紛失しているため、確認状差異の 2,125,122 円について、さらに監査手続を進めることは不可能と判断した。

理事長に対し、差異のある支払いの相手先を特定するため、取引銀行に問い合わせを行うなどの調査を求めたが、監査報告書日現在、調査結果は報告されていない。

(4) なかよし保育園の訴訟事案について

財務諸表に対する注記の「重要な後発事象」に記載の訴訟は、陶山敏子氏（現理事）はなかよし保育園の園長として、また、陶山佳織氏は同副園長として、法人と雇用関係があるにもかかわらず賃金が支払われていないとして、平成 29 年 10 月 6 日に総額 53,410,720 円の未払賃金等を支払うよう千葉地方裁判所松戸支部に法人を提訴したものである。

訴状によれば、平成 27 年度に係る未払賃金は、平成 27 年 12 月から平成 28 年 3 月までの 4 か月分で陶山敏子氏は 3,463,160 円、陶山佳織氏は 2,063,160 円である。法人は、両名の同期間に係る 4 か月分の賃金は支払っておらず、資金収支計算書及び事業活動計算書に賃金の計上を行っていない。

一方、賃金未払期間中の健康保険料自己負担額は、預り金を徴収することができないため、法人の立替払いとなっている。法人は、立替払いした健康保険料自己負担額を貸借対照表の立替金に計上している。

裁判の結果によっては、なかよし保育園の支払資金残高および純資産残高は大きく減少する可能性がある。但し、監査報告書日現在、裁判の結果を予測することは困難であり、その影響額を見積もることはできない。

(5) なかよし保育園の簿外預金口座について

平成 29 年 6 月 5 日開催の理事会において、「社会福祉法人 南流山福社会 なかよし保育園」名義のゆうちょ銀行口座が簿外に置かれている旨の指摘があった。

簿外と思われる口座取引履歴書によれば、口座は平成 24 年 6 月 29 日に 500,000 円で開設され、平成 27 年 3 月 31 日の残高は 287 円であった。平成 27 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日の間の入金合計は 2,139,296 円、出金合計は 2,015,535 円で平成 28 年 3 月 31 日の残高は 124,048 円である。このため、平成 27 年度末のなかよし保育園の貸借対照表及び財産目録の預金残高は 124,048 円不足していた可能性がある。

尚、口座取引履歴書には、平成 28 年 12 月 2 日に、前述「(4) なかよし保育園の訴訟事案について」の訴訟に係る原告側弁護士費用と思われる 2,020,000 円の支出が認められる。理事長に対して、口座開設から簿外となっていた事情及び入出金の内容について明らかにするよう求めたが、監査報告書日現在、調査結果は報告されていない。

(6) 陶山敏子理事らの弁護士費用立替について

法人は、平成 27 年 11 月 26 日になかよし保育園から支出された、陶山敏子理事らの弁護士費用 540,000 円を立替金に計上し、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

これは、陶山敏子理事ら 3 名が法人登記について虚偽の登記を行ったことによる電磁的公正証書等原本不実記録・同供用被疑事件に係る弁護士費用であるため、法人は陶山敏子理事らが負担すべきものとして立替金処理したものである。

但し、監査報告書日現在、法人は陶山敏子理事らに対して立替金の返金請求を行っておらず、その回収可能性は不明である。

(7) なかよし保育園の「長期未精算勘定」について

法人は、平成 26 年度以前になかよし保育園で発生した仮払金 2,000,000 円及び立替金 742,103 円について、貸借対照表に「長期未精算勘定」を設けて同勘定に計上し、財務諸表に対する注記の「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

長期未精算勘定に計上された仮払金と立替金の内容は不明であり、その精算によっては、なかよし保育園の純資産残高は 2,742,103 円減少する可能性がある。

(8) 日ノ出町保育園の園長給与について

法人は、日ノ出町保育園園長に対し、土日出勤に係る給与として支払われた1,800,915円を仮払金計上し、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

理事会は、同園長に対し給与とする根拠を求めたが、これを給与と認めるに足る根拠が得られなかったため仮払金として計上したものである。監査報告書日現在、給与と認め得る根拠は示されておらず、また仮払金の精算手続きもなされていない。

(9) 日ノ出町保育園の過剰支出問題に係る返還について

平成25年度及び平成26年度に、日ノ出町保育園で支出された福利厚生費等で不適切とされた4,426,309円の返還問題（過剰支出問題）について、監査報告書日現在、日ノ出町保育園に返還はなされていない。

(10) 拠点区分間貸借取引と役員等貸付金について

別紙⑤「事業区分間および拠点区分間貸付金（借入金）残高明細」の2) 拠点区分間貸付金（借入金）明細書の貸借残高は、主として本部運営資金を拠出する過程で生じたものである。本部運営資金の多くは本部運営に係る人件費として支出されたが、人件費とする明確な根拠を欠くため、法人は、10,066,238円を役員等貸付金として貸借対照表に計上し、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

拠点区分間の貸借残高を適切に精算するためには、役員等貸付金の精算と同時に行う必要があるが、役員等貸付金の精算が未履行であるため、多額の拠点区分間貸借額が繰越される結果となったものである。

本部資金収支計算書上の人件費支出765,000円は、平成26年度に係る理事・監事報酬の一部で、平成27年度に係る本部の人件費支出は一切計上されていない。法人は、平成27年度に係る適正な本部活動費が確定した際、人件費として認め得る額については役員等貸付金から人件費支出に振替え、残額は回収することとしている。

監査報告書日現在、人件費として認められる金額は確定しておらず、役員等貸付金の回収可能額を見積もることはできない。

3. 監査の結果

監査の結果、「2. 監査結果に係る特記事項」に述べた事項を除き、平成 27 年度の計算関係書類等は、法人の財産、収支及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

4. 監事付記事項

「2. 監査結果に係る特記事項」で述べた通り、平成 27 年度中、なかよし保育園に多くの問題が発生している。

理事会、評議会及び、監督行政機関である千葉県並びに流山市は、なかよし保育園に係る諸問題を解決し、責任の所在を明らかにする責務がある。

以上